

項目	記事	補充、解説
はじめに	<p>*被告人質問の冒頭、被告らは「深くお詫びします」と述べて、裁判官に向かって頭を下げた。この言動をとておもしろい気持ちで眺めたのは、我々指定弁護士だけではないだろう。(朝日)</p>	<p>◎情報補充義務とは 「被告人らは、福島第一発電所に10m盤を超える巨大津波が襲来するという計算結果があると知った以上、これらの事情を契機として、それぞれ立場で得ることができるとする情報に基づき、本件原子力発電所に襲来する津波に関する情報に注意を傾け、自らもその権限に基づいて、担当部署に報告を求めると、真摯にこれらの情報を収集することにより、津波対策工の必要性を認識し、これに処すべきだったのです。」(論告 P182)</p>
3. 被告人らの立場と「情報収集義務」の契機となる事実	<p>*三人の立場—東電の最高経営者層として、福島第一の安全を確保すべき最終的な義務と責任を負っていた。取締役就任中は、東電の業務執行の最終意思決定に関与していた。(東京)</p>	
6. 結果回避義務の内容と結果回避可能性	<p>*津波がいつ来るかわからない以上、被告らには、津波の対策の完了まで事故発生を防止するために原発の運転を停止する義務があった。(読売) *…原発の設置・運転が、人の命・身体にどれほど重大な危害を及ぼす危険がある行為かを真剣に考え、安全性を第一にして原発の運転を停止していれば、事故は回避できた。(読売)</p>	<p>◎防犯堤建設における東電側が提出した証拠資料の矛盾 *弁 66 号証は、本件事故前の認識を示したものでないこと。弁 59 号証(弁 66 号証にもなったもの)は、平成 26 年になり、検査庁から高尾に対して東電設計に解析してもらってほしいと依頼されたものです。したがって、事故前に東京電力の技術者たちが、東電設計の計算結果に対して、分断した防犯堤を想定していたということではできません。(論告 P118)</p>
7. 被告人らの「情報収集義務」の懈怠と過失責任	<p>*武藤被告—巨大津波襲来の情報を得た 08 年 6 月には事故発生の可能性を予見でき、その時点で、担当者に対策を検討させ、その結果を勝俣、武黒被告らに報告し、取締役会などで対策工事や原発の運転停止を進言する義務があったことに加えて、土木調査グループから津波対策の進言があった同年 7 月以降も対策を取らなかつた。(読売) *武黒被告—少なくとも 09 年 4 月～5 月頃には巨大津波襲来の情報を得ており、その時点で事故発生を予見できた。担当部署に対策を検討させ、結果を勝俣被告らに報告して取締役会などで対策や運転停止を提案して実行する義務があった。だが、何ら対処せずに原発の運転を継続し事故を起こした。(同上)</p>	<p>(事故の根本原因に関して)～「論告」より *では、武藤被告人は、必要もない「検討依頼」をなせしただけでしょうか。それは、東京電力に、当時、柏崎刈羽原子力発電所の停止により津波対策を回避したいという社内事情があったからに他なりません。(P161) *東京電力の最高経営層においては、多額の資金を使いださない、福島第一発電所も停止したくないという経営判断があったことは疑いありません。(同 P162) *7 月 31 日における武藤被告人の判断は、当日、報告を受けた後に考えてものではなく、すでに事前に結論が出されていたのです。(P162)</p>
8. 情状	<p>*勝俣被告—担当者が「14m程度の津波が来るといふ可能性があるという人もいる」と発言した 09 年 2 月の御前会議以降、巨大津波襲来と事故発生を予見できた。勝俣被告は、原子力立地本部から報告が来ていなかつたので安全性に問題がないかと思っていたと強調するが、社長や会長が原発の安全性という重大問題を担当者にすべて委ねることはあつてはならない。勝俣被告は、津波対策の検討と対策完了まで原発の運転を停止する義務があつたが、これを怠り、事故を起こした。(同上)</p>	
	<p>*事故の死者は 44 人、負傷者は 13 人以上に上り、避難を余儀なくされ、命を失つた被害者の苦しみ、無念さはあまりに大きい。万が一にも会つてはならない事故だつた。被告ら 3 人は最高経営層にもかわかわらず、津波襲来の可能性を知りながら何一つ対策をしなかつた。犯情は、業務上過失致死傷罪の中でも極めて重い。被告らは「やるべきことはやつた」と反省の態度を示しておらず、酌むべき事情もない。(読売)</p>	